

1 採択決定後の義務

1.1 定期活動報告の義務

- 本コンテストにおける支援対象プロジェクト選定後、活動進捗の確認のため定期活動報告（訪問・面談・電話などによる）をしていただきます。活動に進展が見られない、または適切な実施が困難と判断した場合は、プロジェクトの中断や賞金・活動資金の返金を求める場合があります。
- 活動開始にあたり、活動・予算計画の提出を求めます。また活動・予算計画は活動の進捗に伴い、適宜更新いただきます。活動計画詳細と予算計画書を提出・更新いただきます。
- 定期活動報告は活動開始後原則として1か月ごとに実施していただきます。
- 活動報告の内容は、「Make a Move PROJECT」Webサイトに掲載することがあります。

1.2 最終報告の義務

- 各コンテストの最終選定時には活動の最終報告をしていただきます。

1.3 コンテスト期間終了後の提出資料

当該活動終了時に、以下の書類をご提出いただきます。

- プロジェクト活動の実施状況や成果を示す写真、資料など

1.4 効果測定・検証と成果の公表

- 活動成果を「Make a Move PROJECT」Webサイトに掲載することがあります。また、第三者（大学や学術機関等）による効果測定・検証にご協力いただくことがあります。
- その他、当財団の出版物への寄稿や発表会での講演を依頼する場合があります。

1.5 知的財産権の適切な管理

- 支援対象プロジェクトから生じた知的財産権（支援対象者の業務委託先において生じたものを含みます。）を適切に管理し、知的財産が発生する際には、遅滞なくトヨタ・モビリティ基金までご連絡ください。詳細は「2.4 知的財産権の取り扱い」をご確認ください。

2 重要な注意事項（必ずお読みください）

2.1 反社会的勢力、関係団体からの申請は受け付けられません。

2.2 団体情報の公表

- 支援対象となった場合、事前の同意に基づき団体名、代表者氏名、所在地、活動内容を公表させていただきます。

2.3 活動資金および活動資金で購入した資産の取り扱い

- コンテスト期間終了時に残存する活動資金、および残価のある資産（事業支援対象者の業務委託先が活動資金を原資として購入したものを含みます。以

下「残存資産」といいます。)は、トヨタ・モビリティ基金に返却していただきます。ただし、コンテスト期間終了後も引き続き残存資産を公益目的または本コンテストの趣旨として認められた活動に限定して使用する場合は、当該残存資産を返却しないことが認められることがあります。

- 残存資産の第三者（支援対象者の業務委託先を含みます。）への無償譲渡は原則としてできません。ただし、公益目的のための地方公共団体や公益法人等への無償譲渡が認められる場合があります。
- 残存資産を第三者（支援対象者の業務委託先を含みます。）に有償で譲渡する場合は、事前にトヨタ・モビリティ基金の承認を得た上で、適正対価で譲渡し、その対価はトヨタ・モビリティ基金に返却していただきます。

2.4 知的財産権の取り扱い

- 本コンテストに基づく成果は、応募者もしくは応募者の所属機関に帰属するものとし、特許権等の知的財産権の取扱いについては、原則として、応募者の所属機関の規程等に従う。なお、応募者および所属機関は、本コンテストの目的に資するため、できる限り当該知的財産権を活用し、成果を社会に還元していくことに努めるものとする。

2.5 個人情報の取り扱い

- 申込書類に記載いただいた個人情報は、当財団の選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。

2.6 申込書類などの返却

- 提出いただいた書類等は返却できません。

2.7 活動資金の返還

- 申請内容に虚偽があることが判明した場合
- 申請した活動を取りやめた場合
- 事業支援の対象費用について、重複して資金助成を受けた場合

2.8 選考結果や選考内容に関するお問い合わせには応じることができません。

2.9 変更発生の場合

- コンテスト期間中に、異動、所属機関における活動の変更や中止、あるいは他の事情によって当該活動の遂行が困難になった場合は、遅滞なく「Make a Move PROJECT」公募事務局までご連絡ください。

3 お問い合わせ先

トヨタ・モビリティ基金「Make a Move PROJECT」公募事務局

- 電話番号 03-3817-9960（電話受付時間平日 13時～17時）
- メールアドレス info@mobility-contest.jp

本コンテストの公募に関する運営は、株式会社野村総合研究所に委託しています。